

平成 19 年 2 月 28 日

株式会社 高島屋

税務調査(平成16年度・平成17年度対象)の結果について

当社は、大阪国税局による 2005 年 2 月期（平成 16 年度）及び 2006 年 2 月期（平成 17 年度）の 2 年間を対象とした定期の税務調査を受け、その結果に基づく更正通知を 2 月 27 日に受領致しました。更正された所得金額は 16 億円で、2 千 3 百万円の重加算税を含めて約 5 億 5 千万円の追徴課税を受けました。

<指摘を受けた主な内容>

- ・ 清算終了した海外子会社統一高島屋の清算が終了していないとされ、清算に伴う損金処理が否認された案件（重加算税対象）
- ・ 自社建物の店舗の売場造作に関して、適用する耐用年数の相違を指摘された案件
- ・ 貸倒実績率に関して、子会社に対する債務免除額の扱いの相違を指摘された案件などです。

これらの内容につきまして、国税当局とは見解の相違があったものの、当社として改善すべき点もあり、更正通知を受け入れ、本年 3 月に追加納付する予定です。

意図的な経理操作は一切無かったものの、重加算税を課せられる事態となり、関係する皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に努めますとともに、遵法経営に継続的に取り組んでまいります。

以 上